令和６年８月26日　令和６年度第２回大東市子ども・子育て会議　会議録

事務局：それでは定刻となりましたので、ただいまより、令和６年度第２回大東市こども子育て会議を開催いたします。本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。

私は本日司会を務めます、大東市こども家庭室子ども政策グループの道岡と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は14名中12名の出席をいただいておりますので、大東市子ども・子育て会議規則第４条第２項の規定により、本会議が成立しておりますことをご報告いたします。また、鳥居委員、髙山委員につきましては、本日は日程調整が取れないため欠席されるとご連絡を受けております。また、今回より社会福祉協議会の山本委員の後任としまして、小野委員にご参加いただくこととなりました。小野委員、今後ともよろしくお願いいたします。

続きまして本日の会議に使用します資料の確認をします。お手元の資料をご覧ください。

資料1　第３期大東市子ども・子育て支援事業計画　素案

資料２　第２期計画に係る子ども支援施策の評価結果

資料３　第１期～第３期事業計画に係る事業別利用実績と今後の見込み

資料４　委員名簿

資料５　座席表

以上となりますが、すべてお手元にございますか。

　続きまして、福祉・子ども部　栗田総括次長よりご挨拶をさせていただきます。

栗田総括次長：こども家庭室の栗田でございます。本日は第３期大東市子ども・子育て支援事業計画の素案の審議をお願いしたいと考えております。前回の会議では、骨子案を提示いたしましたが、今回は素案を皆様にご提示し、事業計画としては全体像がだいぶ見えてきたと思います。今回の３期計画については、これまでの１期、２期計画と異なり、国の「こども大綱」や大阪府で発表される「こども計画」の色合いの強い計画となる見込みです。本日の素案審議につきましても、そのような目線でご意見いただければ幸いです。引き続き、大東市のこどもたちが元気に笑顔いっぱいに過ごすことができる子ども子育て支援に取り組んでいただきますよう、本日も皆様にはご意見をお願いいたしまして、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局：それでは議事に入りますが、進行については合田会長にお願いしたいと思います。会長よろしくお願いいたします。

合田：ありがとうございます。まず、本日も傍聴の方が来られております。傍聴者の方は大東市子ども・子育て会議の傍聴規則の規定を順守し、傍聴に臨んでいただきますようよろしくお願いいたします。それでは議題に入りますが、まず事務局から第３期子ども・子育て支援事業計画の素案について説明をお願いいたします。

事務局：議題１、第３期大東市子ども・子育て支援事業計画の全体について、ジェイエムシー株式会社より説明をお願いします。

事務局： 資料１をご覧ください。前回の会議では骨子案として、資料１の第１章にあたる部分のみを資料としていました。今回の会議では、素案の全体を見られるようにしています。順にご説明いたします。

資料の目次をご覧ください。全体の構成としては、前回の会議資料から大きな変更はなく、第２期計画を引き継いだものです。第４章の子育て支援政策の展開については、第２期計画から変更がございますが、その点については後程ご説明いたします。

３ページをご覧ください。３～10ページまでの第１章は前回と同じ資料のため大きな変更はございません。７ページに記載の（５）「こどもの居場所づくりに関する指針」は、前回会議の資料では学童保育について記載されていましたが、大東市の状況または国全体の施策を反映して、こどもの居場所づくり全体に関する説明文に変更しています。

次に11ページをご覧ください。第２章 子ども・子育てを取り巻く現状として、統計データやアンケート調査の結果をもとに、大東市の子ども・子育てを取り巻く環境や課題について記載しています。また、人口等の推移について記載しており、人口の推移や地域別の就学前人口の推移、他市町村への通勤通学の状況等を示しています。

20ページをご覧ください。アンケート調査結果をもとに子育て世帯の状況について記載しています。

24～25ページをご覧ください。女性の就業率の統計とアンケート調査の結果をもとに、子育て世帯の就労状況について記載しています。

26ページでは教育・保育事業について、大東市の現在の教育・保育の状況、平日の定期的な教育・保育事業に関する市民の意見や、こども誰でも通園制度に関する市民の意見等が記載されています。

31ページをご覧ください。ここからは生活環境等について大東市における子どもの遊び場や地域での活動など、子どもを取り巻く環境についてお伝えしています。

34ページ個別施策の評価をご覧ください。ここでは全体の状況のみ示しています。

全体として、計画通りに実施しており、今後も継続する事業は287事業（85.7％）、今後さらなる充実を検討する事業は14事業（4.2％）、見直しや改善が必要な事業は26事業（7.8％）、 完了した事業等（未実施含む）は８事業（2.4％）です。

35ページをご覧ください。ここでは、これまでの現状をもとに、子育て支援に関する課題の整理を記載しています。課題の１つ目として孤立しがちな子育て家庭への支援の強化、２つ目として教育・保育事業の充実、３つ目に子育てを取り巻く安心・安全な環境の整備、４つ目には仕事と家庭の両立支援をあげています。

第３章からは、これらの課題をもとに、大東市の子育てをより良くしていく施策について記載しています。今回の基本理念は「こども一人ひとりの権利が守られ、元気と笑顔があふれるまち、大東」を掲げております。

続いて44ページ施策全体の体系をご覧ください。基本理念「こども一人ひとりの権利が守られ、元気と笑顔があふれるまち、大東」をもとに、重点目標である大東版・こどもまんなか社会の実現に向け、基本目標、施策を展開しています。第２期計画では基本目標は支援の分野ごとに分けていましたが、第３期計画では基本目標1にライフステージを通した支援体制づくりとして、こどもの妊娠期から若者に至るまでのライフステージ全体を通した支援体制づくりを掲げています。基本目標２はライフステージ別の支援体制づくりとして、誕生前や乳児期、学童期や思春期、青年期といったライフステージごとに必要な支援を掲載します。基本目標３は子育て当事者への支援体制づくりとして、子育て支援世帯や家庭、保護者などへの支援を記載しています。

47ページ以降、第４章の各事業の詳細については時間の関係上、割愛いたします。

続きまして、83ページをご覧ください。第５章教育・保育および地域子ども・子育て支援 事業の量の見込みと確保方策として、教育・保育の提供区域や、こども子育て支援事業について記載されています。また84ページには子育て支援に関する量の見込みの推計方法等について、推計の手順を記載しています。85ページには、子どもの人口推移が非常に重要となるため、０～11歳までの子どもの人口と家庭類型についても記載しています。ここで86ページの上の表の下に注釈を記載していますが、「今後の転職・就労希望」の設問で無回答がみられたため、現在の家庭類型と潜在的な家庭類型では母数が異なることをご了承ください。

87ページ以降では、それぞれの教育・保育事業、子ども子育て支援事業について第２期計画の利用状況の実績及び、第３期計画の量の見込みと確保方策について記載しています。1つ1つの数値については後程ご説明いたします。

その中で99ページ（12）子育て世帯訪問支援事業～（14）親子関係形成支援事業については、第３期計画からの新規事業です。具体的な事業内容については国の動向に応じて助成の内容等を検討します。

103ページからは計画の推進体制として、今回第３期計画をどのように推進していくのかをお伝えしています。

107ページからは資料編として、大東市子ども・子育て会議規則や委員名簿等を記載しています。110ページ計画の策定経過データは今後記載予定です。

以上で素案全体の説明を終わります。

事務局：次に、資料２をご覧ください。

資料２につきまして、一部修正箇所がございます。事前送付しました９ページ目、こどもの人権問題に関する啓発の理由欄、こども基本法やこども大綱の理念に準じた内容について漢字の変換に誤りがありました。恐れ入りますが修正をお願いいたします。

資料２の説明に戻ります。こちらは第３期事業計画策定にあたり、現行計画である第２期事業計画の第４章にあたる、子育て支援施策の展開の振り返りを行うために作成したものです。第３計画においても、同じく第４章に施策を記載していますので、資料２と合わせて、素案の47～79ページもご覧ください。現在、実施中の第２期事業計画は「子育てと仕事を両立できる社会づくり」、「こどもが心豊かに育つ学習環境づくり」、「子育てを支える体制づくり」、「こどもが安全・安心に過ごせるまちづくり」、「様々な家庭での子育てを支える体制づくり」の５つの基本目標を定め、子育て支援施策を分野別に体系化しています。

この第４章については、前回の子ども・子育て会議でご説明したとおり、第３期計画では、令和５年４月に制定された「こども基本法」の趣旨に基づき、「こども大綱」における３つの重要事項を取り入れ、「ライフステージを通した支援体制づくり」、「ライフステージ別の支援体制づくり」、「子育て当事者への支援体制づくり」の３つの基本目標による施策体制の整備を行ってまいります。また、各施策の整備につきましては、第２期の取り組みを継承しながら、それぞれの施策の充実や見直しを進めます。資料２は、第２期計画の第４章に記載した取り組みのうち、第３期計画に向けて充実、見直しを行う予定の事業や、第２期計画をもって事業を完了するもの、あるいは実施に至らなかった事業をまとめています。素案では34ページの内容です。素案の内容だけでは、どのような内容で充実していくか、見直しを行うのかお示しできませんので、資料２を使ってご説明いたします。

１～４ページ目までは、担当課が充実の必要があると判断しているものです。全部で14事業あります。主だったところでは１ページ目一番上の企業支援について、D-Bizの周知を図ることや、その下のクラブ・部活動の充実、学校支援事業については体制の整備や人材確保による充実が挙げられております。２ページ目以降につきましても子育て支援センター、集いの広場、ファミリーサポートセンター事業など、ニーズに応じた事業の拡充に取り組むという内容の回答をいただいています。

５～11ページ目までは見直しが必要と判断された事業です。あわせて26事業あります。これらの事業については、利用ニーズが減少している、方向性の転換が必要であるといった理由から見直し改善が必要な項目に区分しています。取り組みには青少年健全育成市民大会、児童委員民生委員にご協力いただいている見守り活動、定住地促進等が含まれます。なお基本目標Ⅰ育児休業法の周知徹底について、担当課のうち人権室では今後の方向性が見直し改善となっていますが、産業経済室では継続して実施されています。12ページには事業が完了したものを記載しています。全部で２事業あり、これらは元々予定していた事業が完了したため第３期事業計画には掲載しません。

最後のページは未実施の事業で、素案34ページには６事業記載しています。未実施となっている理由については事業ごとに異なりますが、例えば「子育て支援連絡会の開催」については、元々第１期の計画に記載されており、子育てに関する多様な団体にお集まりいただき意見を交換していくという取り組みを考えていましたが、今のところ実施には至っていません。

また、基本目標Ⅳの中に「交通安全教室」「防犯意識の啓発強化および防犯指導の推進」事業があります。この事業については、現在別の部署が所管して行っているため未実施となっています。「各校における健康教育の充実」は教職員課および学校管理課で未実施となっていますが、第２期事業計画で「教職員研修会を実施し、健康教育の充実を図る」という項目が未実施であり、素案７１ページで継続となっております学校管理課の「各校における健康教育の充実」内の「小学校で薬物乱用防止教室を開催し、健康確保への意識啓発」とは内容が異なるものとなっております。この未実施の事業につきましては、次回の事業計画には記載しない方向で調整しております。

なお、資料２の中で同じ内容の事業が再掲として何度か登場していますが、これは基本目標Ⅰ～Ⅴの各施策の複数の取り組みに事業内容が該当するため、再掲というかたちで掲載しています。資料２については以上です。

次に、第３章および第４章について説明いたします。素案の39ページをご覧ください。第３章は計画の基本的な考え方と題して、第３期計画の基本理念や目標、重点施策等を記載しています。計画の核となる基本理念は、子どものもつ権利が守られるよう、行政と地域が一体となって子どもたちを見守っていき、子どもたちが笑顔いっぱいで元気に成長することができるまちづくりを目指し、「こども一人一人の権利が守られ、元気と笑顔があふれるまち、大東」としました。

次の40～41ページは、基本理念の実現に向けた３つの基本目標を掲載しています。第１期～第２期では、こどもに関する施策を５つの基本目標に整理しておりましたが、第３期事業計画では、昨年度に国が策定した「こども大綱」に合わせ、３つの基本方針としました。

１つ目は「ライフステージを通した支援体制づくり」です。子どもたちが健康で元気に成長し、遊びや体験を通して様々なことを学ぶための環境整備をすることを目的とした、子ども若者が権利の主体であることの社会全体での共有や、切れ目のない保健医療の提供、貧困対策、障がい児支援、児童虐待防止、ヤングケアラーへの支援がここに含まれます。

２つ目は「ライフステージ別の支援体制づくり」です。こども・若者の成長は一人一人の個性やもって生まれた資質や生活環境等に大きく影響を受けるものであり、子どもの年齢や状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく提供されるよう、子どもの誕生前から幼児期思春期、青年期までの子どもの成長に合わせたライフステージ別の取り組みを記載します。

３つ目は「子育て当事者への支援体制づくり」です。子育て当事者である親目線の取り組みとして、子育てに係る経済的な不安や孤立感、仕事との両立等の様々な不安を軽減し、ゆとりを持って子どもと向き合えるようにするための多様な支援策を推進していきます。

次の42ページは第３期計画の重点目標です。これまで第１期計画では「待機児童ゼロのまちの取り組み」、第２期計画では「未来につながるこども子育て支援」を重点目標として、課題の解決に取り組んできましたが、第３期計画では、昨年度以降の国における子ども施策の方針に合わせ、重点目標を「大東版こどもまんなか社会の実現」として、子ども若者の意見聴取と政策への反映や、ネウボランドだいとうの相談支援機能の充実、こども誰でも通園制度の具体化、虐待の未然防止、こどもまんなか社会の実現に向けた理念の明文化などに取り組みたいと考えております。

44ページに掲載している施策の体系は、基本理念、基本目標とそこに基づく施策の展開を整理したものです。第４章は、施策の体系に基づき、担当課等において取り組まれている子ども子育て支援策を整備しています。個別の事業についての説明は省略いたします。

本市では8月16日に庁内調整会議を開催し、事業計画の素案について関係部署と意見交換を行いました。意見の大部分は、本日の会議資料に修正内容を反映していますが、次の２点は修正が間に合わなかったため、本日の会議資料ではそのままとしています。

１点目は女性の就業率についてです。素案24ページをご覧ください。女性の就業率については、20代から30代において出産・子育てにより離職する方が多いことなどが原因で一時的に落ち込み、子育てがひと段落ついた頃に上昇するM字曲線を描いていましたが、令和２年度のグラフでは、ほぼ解消されています。この変化ついて、次回会議までに記載を行います。

もう1点は第２期計画の実績と総括についてです。素案34ページをご覧ください。先ほど個別施策に関する評価について説明しましたが、第２期計画で掲げました基本理念や重点目標に関する評価についての記載がなく、第２期計画から第３期計画へと切れ目なく計画をつなげるため、一定の事業評価を行うべきとの意見がありました。こちらも、次回会議で修正案を示します。以上で、第３章、第４章の説明を終わります。

合田：ただいま事務局の方から資料１、２、３に基づいて説明がありました。何かご質問等はありますか。挙手の上お願いします。

Ａ委員：ネウボランドだいとうの職員の確保が難しいと言われていますが、その割に期待も大きいようです。具体的にどのように対応を考えていますか。

合田：ネウボラの件につきましてお答えください。

事務局：ネウボランドだいとうは、現在開設されてから６年が経過しております。今後も、この６年間の取組を踏まえ、人材確保について検討していきたいと考えています。

Ａ委員：具体的に再雇用なども進めているようですが、相談員が無資格の場合があるので、資格を持った人にしてほしいです。民生委員やこうして委員をしていて感じますが、再雇用などの人が持っている知識があまりにも古いです。いろいろと勉強されていると思いますが、最近と５年前とではまた違うことになっています。そのあたりをどのように補っていくのかを具体的にお聞かせください。お母さんや、お孫さんたちは、いろいろ相談したくても、保健師さんならダイレクトに聞きやすいが、民生委員や再雇用の先生だと聞きにくい、実際に行ってみると自分の祖母よりも高齢だったという意見も聞いています。

合田：なるほど。今の人材についてですね。詳しくお答えをお願いします。

事務局：再任用職員の配置については、以前からの実務経験をふまえている職員で対応しています。一方で、新たな知識や現行の子育てに対応できているのかについては、改めて現状を確認し、今後どうしていくか、新たな人員はなかなか難しいですが、現状に見合う対応を進めていきたいと考えています。

Ａ委員：現状どれだけの人材で、どのような教育を行っているか具体的に知りたいです。例えば保健師が何人だとか、具体的な内容が分かれば、もう少し不安がなくなると思います。保育園だと何歳児に対して何人、介護施設なら何人に対して何人と職員の配置が決まっています。そういった部分を具体的に示していただけると、さらに納得できるのではないでしょうか。

事務局：現行におきましては、保育士、助産師、臨床心理士、事務の職員で構成されています。なお保育士については再任用、他の職種においても会計年度任用職員という形で配置しており、一定のマンパワーの充実はされていると認識しています。そこを踏まえ、今年度については、現行の体制を維持しながら研修や知識の習得を進め、次年度以降はより一層人員の充実を図りたいと考えていますが、具体的な職種は採用に関わるため、先程の職種に加えて新たな職種の配置を考え、次年度に繋げていきたいと考えています。

合田：ありがとうございました。他にご意見があれば挙手でお願いします。

Ｂ委員：今後の進め方についてご説明いただきたいです。今回とても充実した資料を準備いただきましたので、内容確認の質問と、素案に盛り込んでいただきたい追加の意見を分けて聞く流れにしていただきたいです。Ａ委員もおっしゃったように、人材不足が深刻で、どこの組織も新規の組織も行政も、ありとあらゆるところでマンパワー不足です。今頑張っている人たちが引退した時どうなるのか、その先が不透明で不安だと思います。市として今後の数年間に向けて、どのような取り組みをしていくのかという話もしていただきたいです。

合田：最初に、素案に対する質問と要望を分けて、事務局から説明をお願いします。

事務局：素案の検討のタイミングとしては、今回と第３回会議の中で、内容を固めたいと思っています。素案全般について、事務局から３点、確認をお願いしたい箇所がございます。

１点目は、第４章 本市の子ども関係の施策の整理についてです。従来の１期、２期計画では５つに分類分けを行い、カテゴリー別で整理していましたが、今回の第３期計画については、前回の会議でお話ししたように、国や府が策定を進めているこども計画の構成に合わせた形で、３つの基本目標を立てた施策を進めてまいります。44ページに施策体系の図を載せていますが、今回このような形で基本目標を整理し、そこにこれまでの施策や、これから新しく取り組むべき施策を取り込んでいきたいと考えております。従来、取り組まれていなかった施策については、十分に盛り込みが図れていないところもありますので、お気づきの点があればご意見をいただきたいです。

２点目は、第３章 計画の基本的な考え方について、39ページをご覧ください。「こども一人ひとりの権利が守られ、元気と笑顔があふれるまち、大東」という基本理念を提案しております。「こどもの権利」という言葉は、令和５年度こども家庭庁の設立や、こども大綱、こども基本法で新しく取り組まれてきた考え方です。大東市でも「子ども基本条例」があります。この中では、大人が子どもたちを大切に見守っていくという考え方で計画の基本理念を持っておりました。しかし、今の国の考え方は、子どもは決してただ守られるものではなく、主体性があって自主的に発展する権利を持っていると考えられています。その考えを今回の基本理念に盛り込みを図っていきたいので、ご意見をいただきたいです。

３点目は、元々の第５章 本体の子ども子育て支援事業計画です。こちらは数字の話になります。今後の人口の見込みや、令和７年度以降、５年間の数値目標について前回の骨子案から大きく数字を変更した個所があります。このあたりにつきましても、それぞれの事業ごとに皆さまが詳しい分野もありますので、違和感がある、もう少し違う数字であるというご意見があれば、ぜひご指摘をいただきたいです。

本日の会議は素案の検討のため、できれば議題に沿った検討をお願いいたします。素案に基本的な方針として盛り込むべき考え方などがあれば、後程ご指摘いただければと思います。

Ｂ委員：進め方は分かりました。順番としては44～39ページ、といった順番でしょうか。

事務局：ご発言の順番はお任せします。先程、事務局からお伝えした３点以外にも、１章２章など、お気づきの点があれば、素案の中身全般についてもご意見をお願いしたいです。

Ｂ委員：今後、市として人材不足への対応はどのように考えていますか。

事務局：これは具体的な施策の方にあたります。この事業計画書では、盛り込まれないと思いますが、それだけに緊急性のある取り組みだと考えています。この計画に関わるところですと、保育士や幼稚園教諭、学校の先生など、専門資格を持つ方で、なり手がいないという問題が提起されており、行政でもその点は把握しています。人材確保の取り組みは来年度に向けて、具体化を図らなければならない課題の１つであると考えています。並行にはなりますが検討していきたいです。

Ｂ委員：個人的には掲載しても良いと考えています。市政の中には様々な分野があり、市政の流れがあるかと思いますが、子どもの権利や、こどもまんなかを計画的に行う中で、明らかに人材は減少していきます。その中で、どうしていくのかを計画として文章化しておかなければ動けません。それを明示していただき、後にその計画に対してできたのかどうか、話していければと思います。

事務局：来年度から５年間の子ども施策について、大東市の方針を決める計画である理解しています。その中でＢ委員がおっしゃったように、計画の中で人材不足についても十分に図り、取り組む必要があるというご意見でしたので、計画に盛り込みを図るかについて、しっかりと検討してまいります。

合田：Ｂ委員の最初の質問でも挙がりましたが、事務局からお伝えした３点の中でご意見があれば、引き続き挙手でお願いいたします。

C委員：質問が２点あります。配布されたアンケート調査結果の内容について、本日、説明していただけるのでしょうか。

事務局：本日はアンケート結果についての説明はございません。

C委員：アンケート調査の結果を庁内で話し合い、継続や見直しを検討されていると思いますが、前回分析がなかったという話があり、分析は本日拝見いたしました。また、前々回の会議で配布された資料の中に、民間の活用という文言があったかと思います。地域の子育て拠点において、民間の活用のような文章があり、民間とはどのような民間なのかという意見がありました。第６章の103ページ計画の推進体制には見当たりませんでした。計画の推進体制では、家庭、教育機関、地域、企業、行政などがありますが、前回は民間の活用という文言があったかと思います。その話は立ち消えたのでしょうか。

次に103ページの計画の推進体制「（１）家庭」のところで、２段落目「母親・父親がともに家事・育児を行い」という表現について、少し気がかりな書き方だと個人的には思いました。様々な事例があるので、すべてに合致する言葉は難しいと思いますが、母子家庭、父子家庭もある中で、父親、母親という書き方がそぐわない場合もあると思います。１段落目については、大東市は家庭教育支援が増えており、推進しているので、そのとおりだと思います。しかし、包括的な書き方のほうが良いのではないかという引っかかりを感じました。このような箇所に大東市の家庭に対するスタンスが表れるのではないかと子育て当事者としては思いました。

事務局：103ページ家庭の箇所ですが、ご意見を踏まえて読んだところ、お父さんお母さんがいるのが普通の家庭のような、そういうニュアンスは感じます。

C委員：「ともに家事・育児を行い」という部分は、そのとおりではありますが、様々な支援制度があるにもかかわらず、両親が揃っていることを前提として書かれて、このようなスタンスが見えるのは、つらいと思います。

事務局：そういう視点は大事だと思います。ひとり親への支援は今の国の取り組みでも、ボリュームが大きい施策の１つです。この事業計画書を皆さんに読んでいただく中で、全ての人に受け入れていただけるような書き方であってほしいと思います。そこについては内容を見直しさせていただきます。

１つ目のご質問について、民間活力の登用という部分が、こちらの記憶が曖昧なため、もう少しお聞かせいただいてもよろしいでしょうか。

C委員：こどもの意見を聞くという３本柱で書かれており、それをどのように選ぶかという意見が出ていました。大東市は公民連携を推進するという回答で納得したような記憶がありますが、今回はそのような記述がありませんでした。人材不足の流れがあり、地域で活動している方が多くおられるので、そういった方を地域の資源の１つとして、という話だったと思います。すごく画期的で大東市らしいと思っていました。

Ｂ委員：公民連携に限らず、民間企業が手を挙げても、経営が苦しくなるとすぐに撤退ということが社会で起こっており、この瞬間にも明日から子どもを預ける場所に困るという事象が現実に起こっています。これは人材不足が大きく影響していると思います。一瞬確保できても、継続できなければ困るのは、家庭であり、子どもです。元々地域で実績を持って行っている方がおられますので、その情報収集がどれだけ行えるのか。実は、文章の表現が気になる箇所があります。「家庭だけに限らず、教育における社会性を身につけてほしい、地域における教育力や子育て力を高めるために」という文言が、44ページ「こどもまんなか社会の実現」という考え方にそぐわない気がします。みんなで協力してやりましょうという考え方、地域の力を借りてみんなでやっていきましょうという考えが、これでは伝わらず、逆の意味に感じると思います。

事務局：時代の流れとして、行政だけで子育て支援を行うのは難しい時代にきています。高齢化が進む中で、新しいことをどのように行っていくのかという議論が、民間活力の登用へ繋がってきていると思います。現在、大東市でもNPO法人や、地域の団体が自主的に手を挙げて、様々な子育て支援をされている話はお聞きしています。これから先、そういった取り組みを行政がしっかりキャッチして繋いでいかなければ、人手が不足してきている中で、子どもたちを安全に育てることが難しくなってくると感じています。そのためにも、ネウボラのような情報を掴んでいくための取り組みや、情報を収集して、必要とされている皆さんに発信していく取り組みについても、今よりももっと力を入れなければならず、そのための仕組み作りも重視していきたい。そういった新しい考え方の取り組みが薄いというご意見だと思いますので、そういう視点でもう少し見直しをしていきたいと思います。

C委員：ネウボランドには民間で活動されている方の資料がたくさん置かれています。しかし、窓口の方がそのチラシや資料、この地域でこういう取り組みならこの人、というような民間事業を知らないことがあります。30～40代の保護者は遠方まで行って情報収集しようと思わず、SNSやホームページを見て調べることが主になります。福祉の申請書もそうですが、足をのばして行かないと、情報をもらえないことを繰り返せば、行政に対する期待値は下がっていきます。子育てに関する大東市のホームページや、アプリなど、大東市のWEB関係には知りたい情報や、そこにあるべき情報がないと感じます。そこを改善しなければ、ネウボラの魅力は伝わりません。例えば、不登校で悩んでいる方がネウボラへ行き相談するというルートがありますが、ネウボラのホームページには保育士や心理士がいるとは書かれていますが、学校関係の相談を受けることができることなど、具体的な相談窓口としての掲載がないため、不十分だと感じます。ネウボラの利用アンケートを見ても、利用希望が40～50％あったので、おそらく、相談場所を求めていても、そこに行くまでのハードルが高い状態です。

そのため、発信についてもっと考えてほしいです。窓口で頑張っている方が新しい仕事をするのは負担が大きいと思いますので、行政が全体として発信の方法を考えていただきたいです。

Ⅾ委員：第４章の68～69ページ学童期・思春期についての意見をまとめて申し上げます。2行目「多様な授業の実施」という表現ですが、多様な授業の実施ではなく、多様な子に応じた学びが可能になったという意味合いだと思います。ICTを活用した個別最適な学びや、協働的な学びによって、そういうことが可能になってきたと言っていくべきではないかと思います。

次に、「放課後の学力向上」とありますが、授業の中で学力向上させるのが教員の義務です。その下の主な取り組みの「確かな学力の向上」について、だいとう教育グランドセオリーを、ぜひ盛り込んでいただきたいです。これは大東のこれからの教育理念です。それから、情報教育の充実に「小中学校のパソコン教室のパソコン機器」という文言がありますが、パソコン教室はありません。１人１端末が与えられていますので、ここは更新していただきたいです。男女平等教育については、内容をみると、ジェンダーではないでしょうか。少し気になりました。以上です。

合田：まずC委員からの意見ですが、情報発信の話について事務局よりお願いします。

事務局：本当におっしゃるとおりです。行政は継続的に情報発信させるのがとても下手で、今までにも何回も指摘をいただいております。ない支援は作っていかなければなりませんが、存在する支援を知らないために利用できないことが一番良くないと思います。そのあたりが解消されていくように、情報発信への取り組みについて考えていきたいと思います。

合田：かなり具体的に実際の体験も踏まえてご意見をいただいたので、良いかと思います。

アンケート調査結果報告書の内容は、これは今回の事業計画の中には入らないということでしょうか。

C委員：アンケート調査結果報告書に書いてある分析が事業計画には何も記載がなく、どう繋がっているのかわかりません。例えば父親の育児参加に関する分析をしっかりされていて、父親ももっと育児参加したいという結果が出ていますが、育児休業支援の数字もありましたが具体的なものは何も見えてきません。そういうところがいくつかありました。

事務局：ニーズ調査の中身については、事業計画書の第２章に、抜粋という形で主だった項目の盛り込みを図っています。その結果を踏まえて、このような状況であるから、この施策を行うという整理をしています。ニーズ調査では、傾向を掴み、調査結果を数値化して、第５章の事業計画の数字の集計に使用する目的もあります。そちらについては数字だけしか見えてこないため、繋がりがわかりづらいです。今回も2,000名近くの方に回答いただいたアンケート調査なので、１章２章でボリュームを持たせて、現在どんな取り組みが求められているか、子育ての環境や状況など、できるだけわかりやすいようにしていきたいと思っています。

合田：Ⅾ委員からの学童期・思春期についての提案や要望は、そのような形で反映していただければありがたいと思います。よろしいでしょうか。

事務局：パソコン教室のパソコンはタブレットに変わっていますので、そのあたりは変更していきます。

Ｅ委員：人材の確保だけではなく、質を考えてほしいです。先程、研修という言葉もでましたが、今の子育て世代の人たちから、周囲から白い目で見られるという言葉が消えません。どうしても先ほどの家庭というのは、お父さんとお母さんがいて協力するというような価値観、意識レベルのところで凝り固まっています。特に、ベテラン保育士ほどそのような考えがあり、ジェンダーに関する固定観念が強い人が多いと感じます。相談に来られても「お母さんが頑張らないと」という指摘をされて、傷ついて帰ることが実際あると思います。支援する側の意識の変革は、重点的に研修などで行っていかなければ、負の連鎖、対立構図ができてしまい、解消が難しいです。人材確保に関して、ベテランの方々も分からないといけない、意識を変えていく研修が重要だと思います。今の大学生はLINEで文末に丸（句点）がついていたら圧と感じるそうです。私には理解できないですが、そのくらい違いがある中で、事実を理解して研修等で見直していく必要もあると感じました。

資料３について、こども誰でも通園制度は、教育・保育の量の見込みの中のどこに入りますか。預かり保育の中に入れるのであれば、グラフの青い線が横ばいとなっていますが、もしかしたら上がっていくのではないかと感じました。

合田：２点ご意見をいただきました。人材確保の質や、こども誰でも通園制度を、教育・保育の量の見込みの中のどこに入れる予定かという質問です。

事務局：まず質の確保についてです。保育所や幼稚園などで子どもの人数が減っていく中で、将来的に保育士の需要が減少するのではないかという話をしたことがありましたが、保育士を志望する人数も減っており、５年経って子どもが減った頃には、保育士ももっと減っているという話がありました。そして、若年世代が減る中で質の確保も難しくなるところにも繋がります。

今いる人たちのレベルを上げていくための研修は、欠かしてはいけないと思っています。本市でも保育幼稚園グループで研修を実施しているところですが、スキルアップに向けた研修は、これからも力を入れなければならないと考えています。先ほどネウボラの話でもありましたが、ベテランの保育士さんの力量が求められている場面や、活躍の場所は、まだこれからもあると思いますが、手が行き届かない場所も色々と見えます。そこを補っていくためにどのような人を配置するのか、どのような体制で子育て支援を行っていくのかしっかりと考えなければならないと思います。

２点目こども通園制度について、事業計画の中に、こども誰でも通園制度を他の１３事業と同じように入れるという通知があったかと思いますが、まだ具体的に盛り込み方法に関する話が出ていないので、次の会議では回答できると思います。

Ｆ委員：子育て支援の施策について多くの記載があり、第２期の今までの５年間を踏まえて、これからの５年間という形で記載されていると思います。今までの５年間で社会情勢も含め、国の法制度も大きく変わっている中で、継続としか記載がなく、過去５年間を踏まえて、次の５年間に向けた取り組みとなる新規事業の記載がありません。その部分の記載がないと、第２期計画の焼き直しで終わるのではないかと感じました。その中で、人材の部分を是非、盛り込んでいただきたいです。新制度園では配置基準が見直され、こども誰でも通園制度で更に人材が必要な状況ですので、重点的に書いていただきたいです。これは、次の第５章 量の見込みと確保に絡んでくると思います。確保の内容の数字は各園の定員の積算だと思いますが、実際に定員を持っていても、現場の人手不足が原因で園児の受け入れができないという話を聞いているので、実態とそぐわない形になってきます。そのあたりの人材、小学校の先生も足りない状況で、そこも含めて記載いただきたいと思います。

また、幼保と小学校の連携については「幼保小の架け橋プログラム」はできれば盛り込んでいただきたいです。５章87ページ教育施設の利用の見込みの確保では、かなり大きい数字が出ています。これは1号認定だと思いますが、特に幼稚園はこれから定員を下げていくと思います。そのあたりの見通しや、過去の各園の１号認定の人数が５年間同じ数字なので、見直しをされたほうが良いのではないかと思いました。

事務局：新規事業が入ってない件については、事務局でも把握しています。今回庁内で照会を行う際、第２期計画で５つの目標に分かれていた項目を、第３期計画の３つの目標のどこに入れていくのか、既存の事業をどこに入れるかの作業が中心になってしまい、新規事業については、次に照会をかける際に、重点的に盛り込みを図っていきたいと考えています。人材活用や今検討している「架け橋」についても、そこで記載をしていきたいです。

また、87～88ページの量の見込みと確保の内容ですが、今後就学前人口が減っていく中で確保の内容、いわゆる定員に係るところについても影響が出ると思っています。今回５年間同じ数字を並べている状況ですが、こちらも、利用ニーズに応じて数字も変動していくという認識ですので、次の会議に向けて検討していきます。

Ａ委員：はろーベビィ事業（こんにちは赤ちゃん事業）は、「生後６か月までのすべての家庭を訪問し」となっていますが、すべての家庭への訪問はされていません。コロナ以降、希望する家庭のみ訪問しているのが現状です。今後この記載で良いのか教えてください。

事務局：全戸訪問という目標を掲げているものの、コロナの影響もあり、実施できていないのが現状です。現在も一定はコロナの影響が残っている状況ですが、引き続き訪問は実施していきたいと考えています。全戸訪問というのは事業名としておりますので、記載の表現を変えるのは難しいと感じております。

Ａ委員：全戸訪問になったと聞かれて、全戸訪問のはずだと言ってしまいました。全戸訪問でないならそうではない、今後、どのようにしていくつもりなのかはっきりしていただきたいです。

事務局：原則は全戸訪問です。ただ諸事情があって訪問ができないケースも実際ありますので、これからも努力はしていくという回答になります。

Ａ委員：お母さんたちには全戸訪問であると話すようにします。

C委員：42ページの子ども・若者の意見聴取に関しては何か進んでいるのでしょうか。

事務局：今のところ具体的には決まっていません。国から、子どもの意見の反映についてのガイドラインが出ており、アンケートやパブリックコメントをこども若者に対して実施する、子ども会議みたいなものを立ち上げる、あるいはSNSを使った意見聴取や、実際の施設を訪問して子どもたちにヒアリングを行うなど、市町村ごとに検討してくださいと記載されています。大東市としても何か取り組みをしなければなりませんので、できるだけ具体化を早めていきたいと考えています。

C委員：わざわざ新しい取り組みを行うのは難しいと思いますが、保育園や幼稚園、学校などで意見を聞けば、職員の過度な負担にならないようにできるのではないかと思います。また、子どもの意見だけではなく、親の意見ももっと聞いてほしいです。10年ほど前、大東市で子育て家庭を集めた会議がありましたが、全く参加者がいなかったという話を聞きました。市議会が発起して行ったものだと思いますが、今なら、参加してたくさん発言したいです。このような会議で生の声は大事だと思います。地域活動をする中で、皆さん行政に対する意見や要望をたくさん言われます。しかし、それを民間の団体で聞いても、今のところ行政へ上げる術がありません。いくカフェや教育委員会の事業が実施されているので、流れはありますが、まだ一遍の報告書だけで終わってしまいます。住民が意見を上げるというシステムがないことが、地域で活動する者として感じているので、支援を受ける側である家庭の声を聞く場を設けてほしいです。

合田：今回のように、子どもの意見を聴取することはありますが、保護者の意見も聴取してほしいという意見でした。いかがでしょうか。

事務局：現在、子どもの意見聴取がクローズアップされているため、子どもの意見を聞けば良いというように聞こえますが、こども基本法には、子どもや子どもの養育者、関係者の意見を反映するために必要な措置を講ずると書かれています。子どもを取り巻く大人たちの意見も聞かなければいけない法律であると理解していますので、子どもの養育者、関係者の意見を取り込んでいきたいと思います。

Ｅ委員：この資料には、次期事業計画の未実施の部分に「地域子育て連絡会開催」とありますが、行政が聞き取ると一方的な聞き取りになってしまいます。これが地域で様々な活動をされている方が聞き取ると、公的なことではないと思います。求められているのは聞き取りの中で対話が生まれて、人の意見を聞くということです。そういう関係性が地域でできていく中で、支援する側も目からウロコのことがあると思います。どのような名前になるかは分かりませんが、地域繋がりの中でやり取りが生まれるような聞き取りの方法を考え、大東市として受け入れてもらえると良いのではないでしょうか。

事務局：おっしゃるとおりです。行政も人手が不足している中で、様々な人の意見を聞いていかなければなりません。様々な知識を持っている人が世の中には多くおられますので、そういった方の意見を集めることで、少しでも良い取り組みができるのではないかと思っています。できるだけ、我々が把握できていない方々の意見を捉えられる取り組みを考えていきたいと考えています。

Ｂ委員：まず１点目、今回の子育て会議では、これだけボリュームのある資料が配布されており、ここで全部の質問をすることは不可能だと思います。せめて事前に、質問や要望があれば書面で出してほしいと伝えていただけると、自分も含めて、皆さん多くの質問を書いたと思います。会議が形骸化しても意味がないので、事前に意見を聴取する機会を設けていただけたらありがたいです。

２点目は、文言の違いや認識の違いなども事前に確認できると思います。昔と違っている部分で捉われ方が違ったり、取る側の気持ちも変わったり、今に沿った情報をいただくのもとても大切ではないかと思いました。

３点目は、茨木市の「おにクル」という施設は、居心地がよく、来やすいため、子育て家庭が何百人も集まり、その横で子育て支援課が仕事しています。そのため、「おにクル」でお母さんたちが話をする中で、「そんなことを困っているなら相談しておいで」とすぐに子育て支援課に相談できる環境となっています。子育て支援者や相談窓口がなくても、別のお母さんがその役割を担ってくれます。専門家ではないので答えは出せなくても、お母さん同士が声をかけてくれるだけで、相談できます。子育て支援課に行くぞと構えて窓口に行くのは、ハードルが高いですが、行きやすさや集まりやすさの中で、相談できる環境がある。また、必ずしもそこにみんなが行っているわけではないので、集まれない家庭ならどうするかというのも、考えていただけたら良いと思います。こういう場所があれば、気軽に意見聴取もできるのではないかなと思います。

最後に、こども誰でも通園制度は、別制度なので13事業には入らないと思います。お願いをしたいのは家庭や環境の状況によらず、住道周辺だけが充実するのではなく、大東市全体でサービスを受けられるようにしていただきたいです。その中で障害のある子ども、配慮が必要な子どもたち、虐待に関わる案件も増えています。障害や配慮が必要な子どもたちについては、行政と一緒に対応して、行っていけますが、虐待はかなりセンシティブで、内容の情報漏えいを防ぐため、一定の役職の職員しかできません。その方たちの引退後、次に誰が担うのか、不透明で不安で仕方がないです。今まで当たり前にできたことが、できなくなる社会になっていくことを理解し、市民の方にも理解をしていただいて、皆で協力していくにはどうすれば良いかというお話もできる機会も作っていただけたらと思っています。

合田：まずは地域の実情にも沿った形で、もっと事前に話ができたのではないかという意見でした。

事務局：事前に資料配布はしていただいており、もう少し質問やこんなことを伺いたいということが把握できれば、そこは対応ができましたし、反省点です。今後の会議に向けて工夫したいと思います。

２点目の文章の表現では、今までは問題だと受け取られなかった表現が、そうではない時代になってきておりますので、十分検証する必要があると思っています。

３点目、茨木市「おにクル」の取り組みについて、市町村ごとにできるところは限られていると思いますが、工夫して、大東市でも子育て家庭が集まるような居場所づくりを担当課と話して進めていこうと思います。こども誰でも通園制度については、形としては他の事業とは振り分けて示していくと思います。このあたりは情報収集も行って参ります。

最後の質問、これから５年～10年が経過した後に、子ども子育て支援をどのように繋いでいくのか、現場の方は深刻だと思います。我々以上に深刻に考えていらっしゃると思います。今、普通にできることがこの先できなくなる可能性があることを我々も十分認識しながら、10年後にどのような体制を作っていくのかを考えなければいけません。今回の事業計画は５年という短いスパンで、５年後にどんな世界があるのかを想像しながら策定し、皆さんとも積極的に議論しながら未来像を考える必要があると思います。子育て会議に限らず、ご意見をいただきたいです。

Ｂ委員：もう１点、不登校が重大な問題になっていくと思います。実際に、現場での対応は考えていただいていると思いますが、そこに至る経緯についての統計や研究を提供いただき、何かケアできる手段があれば、少しでもそこに(不登校に)至らない流れにできるのか、市町村あるいは国で検討されることなのか分かりませんが、できればいろいろな統計を提供していただきたいです。

事務局： 71ページに不登校の児童生徒に対する訪問支援とありますが、至る理由については、ケースバイケースです。類型化して、それぞれの理由について、友人関係、進路、勉強や不安等、各校にカウンセラー等を配置しながら、すべての子に同じように対応しているということはありません。その中でフリースクールという選択肢もあります。

C委員：フリースクールは出席扱いにしているのですか。

事務局：個別にはフリースクールは出席扱いになります。

C委員：ボイスではなくということですか。

事務局：大東市教育支援センター「ボイス」はフリースクールではありません。

C委員：その情報はあまり現場に降りていません。私も長年、支援員などの経験がありますので、気にはしていますが、情報の蓄積がほとんどなく、義務教育機関だけだったりするので具体的なことを知らない。私自身も学校に通えていませんでしたが、その情報は「ボイス」には全く残っていません。自分と同時に卒業した人たちが就職した等の情報について、私や、もちろん現場の方は知っていますが、卒業後の進路も情報の蓄積はないと思います。ボイスで行った取組の効果測定と言いますか、その子どもたちの家庭がどのように変容したかという調査がされていません。学校の先生は忙しいので、スクールソーシャルワーカー事業が一番適当かと思います。このような支援の存在を知らずに孤立している保護者もいます。学校との長いやり取りで疲弊して、相談をする気力もなくなってしまいます。そこを市がどうにかするのは難しいと思いますが、大東市はボイスという施策を実施していますので、これからでも統計調査などを行っても良いのではないでしょうか。

Ｅ委員：文科省は遠隔の授業で良いのではないかと言っていますが、それだけでは児童の切り捨てになると危惧しています。大東市として、子どもたちが元気に笑顔で登校できるように、集団という力もあるので、学校などに行くのがありきというわけではないが、国から降りてきたことをただ行うだけでなく、大東市の子どもがどんな姿になってほしいかを考えて検討してほしいです。

事務局：こちらに書いているのは大東市の施策なので、それぞれの個別の対応が学校で難しいケースも多くあると思います。学校には教育委員会もありますので、教育委員会の方で対応していくとしています。

合田：時間が迫っていますので、資料の１、２の素案についての質疑応答は終わります。残された業務部分の実績の発表について資料３の説明をお願いします。

事務局：第５章について説明いたします。87ページをご覧ください。

第５章は教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策に関するものです。量の見込みと確保方策につきましては、６月７日に開催した第１回子ども子育て会議において、ニーズ調査から算定した数値を示しましたが、実績との乖離が大きな事業が含まれていたことから、素案については、昨年度までの実績や人口推移、また事業担当課の意見を反映させた数値を入れています。

このため、より実情に近い数字になっていると考えています。なお、これから説明いたします実績値については、令和２年度から令和５年度までは実績値、令和6年度は担当課から提出された見込みを入れておりますのでご了承ください。

87ページは１号認定児童の実績および量の見込みです。直近４年間の利用者の減少率の平均値に前年度の実績人数を乗じた人数を推計値としています。令和７年度は721人で、令和11年度には人口の減少に伴い、利用者は531人まで減少するものと見込んでいます。

次に88ページをご覧ください。こちらは２号認定、３号認定の保育を必要とする児童の実績および量の見込みです。１号認定と同じく、直近４年間の利用者の減少率の平均値に前年度の実績人数を乗じた人数を推計値としています。共働き世帯の増加を背景として、これまで保育ニーズは高い状況が続いていましたが、就学前児童の人口や出生率の低下に伴い、利用者が今後少しずつ減少していくものと見込んでいます。

87ページをご覧ください。（１）は時間外保育事業で、２号認定３号認定児童が通常の保育時間を超えて保育を実施する事業です。前年度の実績人数に人口増減率を乗じた人数を推計値としています。時間外保育事業についても、就学前人口と保育施設の利用人数の減少に伴い、利用者は減っていくものと見込んでいます。

次の（２）は放課後児童健全育成事業です。本事業については、依然利用ニーズが高い状態が続いているため、今後の利用者は微増するものと見込んでいます。

続きまして91ページをご覧ください。（３）子育て短期支援事業は、保護者の疾病その他の理由により家庭での養育が一時的に困難となった場合などに、施設において一定期間、養育・保護を行う事業です。本事業の利用状況は、年度により大きなばらつきがありますが、一定の利用枠の確保が必要であるため令和７年度以降も30人の見込みとしました。

次に（４）地域子育て支援拠点事業です。子育て支援センターや集いの広場において事業を実施しています。令和２年度以降、新型コロナの影響での施設の利用を休止したことなどにより一時的に利用者が減少していますが、令和５年度から徐々に増加傾向にあります。令和７年度以降は前年度の実績人数に人口増減率を推計値としています。

92ページ、（５）一時預かり事業をご覧ください。①の幼稚園・認定こども園における一時預かり事業は、幼稚園や認定こども園に在籍している１号認定児童を対象として教育時間の前後に児童を預かる事業です。令和７年度以降の量の見込みは前年度の実績人数に人口増減率を乗じた人数としているため、徐々に利用人数は減少していくものと見込んでいます。

93ページ②幼稚園以外における一時預かり事業は、市内の保育所、認定こども園、キッズクラブで実施している在籍園児以外の児童を預かる事業です。こちらも前年度の実績人数は人口増減率を乗じた人数を量の見込みとしています。

次にページ下段、病児・病後児保育事業をご覧ください。お手元の資料はここから後の番号がずれているため、事業名で説明いたします。病児・病後児保育事業は病気や病気の回復期にある集団保育が困難な期間に預かる事業です。本事業は市内２ヶ所で実施していますが、令和２年度以降、新型コロナウイルスの影響により、あすなろ病児・病後児保育室が休止している状況が現在も続いているため、利用者は減少しています。施設からは近々再開するという話を聞いているため、令和７年度以降は２施設での受け入れを想定した見込み量としています。

94ページ、ファミリーサポートセンター事業は、子どもを預けたい方と子どもを預かっていただける方にそれぞれ会員登録を行っていただき、希望に応じて調整を行う事業です。こちらも前年度の実績人数に人口増減率を乗じた人数を令和７年度以降の見込み量としています。

95ページ、利用者支援事業は、ネウボランドだいとうが実施しており、計画における実績値、見込み量は施設の数とするため、１ヶ所としています。

96ページ乳児家庭全戸訪問事業は、生後４か月までの乳児のいる家庭を訪問し、相談に応じ、助言やその他の援助を行うことで子育ての孤立を防ぐ事業です。こちらも前年度の実績人数に人口増減率を乗じた人数を見込み量としており、出生者の減少により減少していくものと見込んでいます。

97ページ、養育支援訪問事業は、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる世帯などに対し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業です。本事業についても利用状況は年度により大きなバラつきがありますが、一定の利用枠の確保が必要であるため、令和７年度以降の見込み量については、第２期事業計画と同様、15～19人としました。

次に98ページ、妊婦健康診査をご覧ください。本事業は妊娠中の健康増進、生活改善を目的として健康診査を行うものです。量の見込みについては前年度の実績人数に人口増減率を乗じた人数としています。

99ページの事業については実費徴収に係る補足給付を行う事業として実施しております副食費の無償化を除き、本市においては現在実施していない事業のため事業説明のみとしております。

なお資料３として、第１期以降の事業計画関連事業の実績と今後の見込みを整理した表を配布しています。こちらは就学前教育、保育事業および地域子育て支援事業の平成27年度から令和５年度までの実績と令和６年度以降の推計および前回のこども子育て会議でお配りした骨子案との比較になっております。

資料３の見方として、資料３の１ページ、中段の①幼稚園・認定こども園の表をご覧ください。こちらは幼稚園や認定こども園の１号認定子どもの利用に係る実績および今後の見込みで、表に入っている数字は各年度の利用人数を表したものです。また上下段に分かれておりますが、上段は今回示している事業計画素案の第５章87ページ以降の各事業の量の見込みに掲載している数字です。一方で、下段の骨子案の量は第１回会議で配布した事業計画骨子案の段階の量の見込みです。平成27年度から令和６年度については、１号認定児童の実際の入所人数ですので、骨子案素案とともに同じ数字が入っていますが、令和７年度以降は骨子案と素案で見込み量が異なることをご確認ください。素案の数字はこれまでの入所人数や人口動態等の実績をベースとして算出した数字ですが、骨子案の数字は令和５年度に実施したニーズ調査に基づき、家族累計別の各種サービスの利用状況、利用意向を把握し、今後の推計児童に利用意向割合を乗じることにより算出した数値となります。この数字は国が定めた計算式に基づき、機械的に計算していることから、実際の状況とは大きく乖離している事業が多く、素案作成については地域の実情等を勘案して、実績を重視した量の見込みを算定しました。本市における児童数は素案85ページ記載のとおり、今後も緩やかに減少するものと見込んでおり、令和７年度以降の児童の見込み数に基づき、骨子案の量の見込みを修正したものが、今回示している素案の第５章となります。追加事案につきましては、３回の修正に関する比較資料としてご覧ください。以上で説明を終わります。

事務局：少し補足です。最初に説明の仕方を間違えてしまいましたが、今回資料の量が多かったので、まず第４章までご意見をいただき、第５章を別で説明したのち、またご意見いただければと思っていました。こちらから説明せずに進んでしまったので、既に色々とご意見はいただいています。他にも引き続きご意見があればよろしくお願いいたします。

Ｇ委員：89～90ページ「必要な施設誠意」は漢字の入力間違いでしょうか。

先程、人材確保の話がありましたが、放課後児童クラブも非常に苦しい状態です。当然、時給面を比べても対価と見合っていない感じで、募集しても集まらない状況です。そのような中でも利用希望者は全員受け入れる方針を続けていくように計画を見ていると感じますが、これも時代の情勢によって難しくなるのではと思います。

事務局：放課後児童健全育成事業については、委員の方からのご指摘のように支援員の確保について、大変ご苦労されていることは私も認識しております。一方で、登録児童数については、増加傾向にありますが、現状、待機児童は出ていない状況であります。このことは、指定管理者である社協や現場の支援員の協力があってこそなし得ることと思っており、感謝しております。引き続き、利用児童が多い小学校については空き教室を確保するなどといったクラスの増設に向けた協議を行うとともに、支援員や利用者よりの意見をどのように反映させていくことかを検討してまいりたいと思います。

Ｂ委員：放課後児童クラブは、学校よりも先に預かる施設です。４月１日から預かる施設にもかかわらず、預かる子どもの情報の連携ができていない現実の中で、本当に大変な状況で預かっていただいています。そこの情報共有は何とかならないのかとお願いをしています。運営体制を検討していくと書かれているので、人材不足になっていく中でも、少しでもやりやすい、やれる形を探していただけたら、ありがたいと思います。

事務局：放課後児童クラブは、小学校の入学前の４月１日から始まることから、子どもたちの情報の連携の大切さは認識しております。入学前に共有できる体制について学校側と確認し、調整してまいりたいと考えております。

Ｂ委員：学校も対応が難しいと思いますので、４月１日から最初の１週間は、こちらから情報をお渡しするのは、いかがでしょうか。

Ｆ委員：幼稚園は問題ありません。毎年、小学校側がクラス編成のために園の様子を見に来られるので、そのとき必ず児童クラブの先生も一緒にとお願いしていますが、現状、小学校に断られています。そこは何とかしないと、特に支援の必要な子を長時間預かる場合、必ず４月１日からで児童クラブに先に行くので、情報共有が重要です。それが無理であれば小学校に戻ってから情報共有を必ずしてくださいとお願いしていますが、実際にはできていないというのが実感です。そのため保護者から直接お伝えてしてくださいとお願いしています。是非、連携はお願いしたいです。

事務局：今お話しいただいた件については、検討してまいります。

合田：予定の時間も過ぎていますので、以上で議題を終了します。皆様ありがとうございました。先程、Ｂ委員から意見がありましたが、資料の量も多いため、皆さんの意見を事前に集約した形で進めたほうがスムーズになるのではないかと私も思いました。これより先は事務局にお返しします。

事務局：会長どうもありがとうございました。

委員の皆様、長時間にわたりご審議いただき、どうもありがとうございました。

以上をもちまして、令和６年度第２回大東市子ども子育て会議を閉会させていただきます。本日はありがとうございました。